

広島県告示第八百三十一号

次の建設業者（以下「業者」という。）について主たる営業所の所在地を確知できないため、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定によって、公告する。なお、この公告の日から三十日を経過しても当該業者から申出がない場合は、同項の規定によって、当該業者の許可を取り消す。

令和七年九月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地
株式会社ニシケン	西岡 健一	広島市中区広瀬町八番二七号